○菊陽町人材育成基金助成事業実施要綱

平成11年7月7日

要綱第14号

(趣旨)

第1条　この要綱は、菊陽町人材育成基金条例施行規則(昭和62年菊陽町規則第11号)（以下、「規則」という。）第4条の規定に基づき、人材育成事業に必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条　助成金交付申請ができる者は、町内に住所を有する9歳(小学4年生)以上の者、又は町内に職場を有する者(正規職員)とする。ただし、18歳未満の者については保護者が申請するものとする。

（助成金の交付条件）

第3条　規則第2条第3号に定める地域活性化、教育又は福祉の振興のための町民の自主調査、研究又は研修とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　町内において主体的に地域振興や地域コミュニティの活性化に取り組　む者が、先進的な取組の調査や、その手法の習得等のほか、当該地域の更なる振興や活性化を目的として実施するもの

(2)　スポーツ、芸術文化活動を行う者（指導者を含む）が、自らの技術・技能の向上や戦術の取得のほか、地域における技術等の水準を引き上げることを目的として実施するもの

(3)　町内の産業及び経済振興に携わる者が、先進的な技術やシステム等の調査や、その習得、導入のほか、町の更なる産業や経済の成長に資することを目的として実施するもの

(4)　町内の社会福祉や医療に携わる者が、地域における課題の把握や、先駆的な取組の手法等を学ぶことのほか、町の社会福祉や医療の提供等に係る発展や改善を目的として実施するもの

(5)　海外に留学し、将来、その経験を生かす職業や活動を行うことを希望する者が、一定の水準以上の語学や専門的な知識を習得することを目的として実施する留学。ただし、その場合の留学期間は、6月以上とする。

(6)　前5号に掲げる者のほか、町内の各分野における発展や改善に取り組む者が、高度な技術、専門的な知識等を習得し、又は新たなシステム等を導入することなどを目的として実施するもの

(助成金対象経費)

第4条　助成金の対象となる経費は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業(研修)実施のうえで必要な次の経費

ア　交通費(国内外、航空運賃等)

イ　現地生活費(食費等、日常生活において通常発生するものを除く)

ウ　研修費

(2)　その他、町長(審査委員会)が認めた経費

(助成金の額)

第5条　助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前条に定める経費の総計(以下「補助対象経費」という。)に1／2を乗じた額

(2) 他団体等からの助成がある場合は、補助対象経費より当該助成金額を差し引いた額に1／2を乗じた額

(3) 助成金額は、15万円（交付対象者が学生である場合は10万円）を限度とする。ただし、町長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第6条　助成金の申請は、原則として事業を実施しようとする1カ月前までに町長に提出しなければならない。

2　助成金交付申請書類は、次のとおりとする。

(1)　助成金交付申請書(様式第1号)

(2)　その他、町長が必要と認める書類

3　過去に当該基金からの助成を受けたことがある者は、申請できない。

(助成金交付決定)

第7条　町長は、前条に定める申請書を受理したときは、審査委員会において内容を審査し、助成すべきものと認めたときは、すみやかに助成の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(事業変更承認申請書)

第8条　助成金の交付決定通知を受けた事業の内容等の変更について、町長の承認を受けようとする場合は、事業変更承認申請書(様式第3号)に町長が必要と認めた書類を添えて提出しなければならない。ただし、自己資金をもって事業を追加して実施するときは、この限りではない。

(成果報告)

第9条　助成金事業を実施した者は、成果報告書を町長に提出し、町長の求めがあったときは、会議、研修等においてその内容を発表しなければならない。

(助成金の取り消し等)

第10条　町長は、助成対象者が次の各号に該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1)　助成金の内容、又はこれに付した条件、その他条例、規則及びこの要綱等に違反したとき。

(2)　虚偽の申請、又は不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとするとき。

(3)　その他町長が助成金の交付が不適当と認めたとき。

(補則)

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年6月11日要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。